

## 国立大学法人富山大学本給の調整額支給細則

平成 17 年 10 月 1 日制定	平成 17 年 12 月 1 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正	平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 12 月 25 日改正	平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正	平成 22 年 2 月 1 日改正
平成 22 年 10 月 1 日改正	平成 22 年 12 月 1 日改正
平成 23 年 2 月 1 日改正	平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 10 月 1 日改正	平成 26 年 6 月 18 日改正
平成 26 年 6 月 24 日改正	平成 26 年 11 月 25 日改正
平成 27 年 4 月 15 日改正	平成 27 年 6 月 23 日改正
平成 29 年 3 月 14 日改正	令和 4 年 3 月 22 日改正
令和 4 年 9 月 27 日改正	令和 4 年 10 月 25 日改正
令和 5 年 3 月 22 日改正	

### (総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 22 条の規定による本給の調整額の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

### (適用区分表及び調整基本額表)

第 2 条 給与規則第 22 条に規定する適用区分表及び調整基本額表は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

### (大学院研究科等担当教員の取扱)

第 3 条 本給の調整額は、大学院の研究科、教育部又は学環（以下「大学院研究科等」という。）の担当を命ぜられている教授、准教授、常勤の講師及び助教のうち、大学院研究科等において直接に講義、演習、実験又は実習の指導（以下「講義等」という。）を年度を通じて 2 単位以上担当する者、又は主任として学生に対する研究指導（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 11 条に規定するものをいい、1 人の学生に対して原則として 1 人をいうものとする。以下「主任指導」という。）を担当する者、及び学生の指導に常時従事する助教（以下「大学院研究科等担当教員」という。）に支給する。

### (調整数 3 の本給の調整額を支給する職員の取扱)

第 4 条 主任指導を行う学生には、留学・休学及び停学中の者を含まない。

2 2 以上の大学院研究科等の博士課程の学生の主任指導を担当する場合には、当該職員が主任指導を担当する学生の合計人数により、調整数を決定するものとする。

### (大学院研究科等担当教員以外の者)

第 5 条 病理細菌助手又は放射線助手は、必ずしも当該業務に必要な免許を必要としないが、主たる職務が病理細菌技術者又は診療放射線技術者に準ずる業務に従事するものと

する。

- 2 杉谷地区事務部医事課及び医療支援課に所属する窓口等担当職員とは、受付その他の窓口業務を担当することを命ぜられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接することを常態とする職員並びに医療事務の資格を持ち、かつ、医師事務作業補助業務又は地域連携業務を担当する職員とする。
- 3 附属病院の精神病患者の診療に従事する教育職員（医師）又は集中治療病棟に勤務する教育職員（医師）が、大学院研究科の授業等を担当している場合には、それぞれの本給の調整数を合算して得た調整数を基礎として調整額を支給する。

（支給の停止及び開始）

第6条 次の期間については、支給を停止するものとする。なお、これらの期間が開始された場合又は当該期間の終了により職務に復帰等した場合のその月分は、給与規則第36条の規定により日割計算で支給する。

- (1) 休職、出勤停止、育児休業、出生時育児休業又は介護休業により職務に従事しない期間
  - (2) 外国出張、病気休暇又は長期研修（以下「外国出張等」という。）により引き続き90日を超えた日以降の期間。なお、期間の計算は外国出張等の命令等の日から起算し、休日を含めて行う。
- 2 外国出張等による調整額の支給停止並びに外国出張等から復帰し支給要件を満たす場合の調整額の支給については次によるものとする。
- (1) 年度の初めから（当該年度の前年から引き続く場合を含む。以下同じ。）当該年度の末日までの外国出張等の場合は、当該年度の始めから支給しない。したがって、当該年度の前年から引き続く外国出張等の場合で、その外国出張等の日から90日の期間が当該年度にかかるときでも、当該年度は年度当初から支給しない。
  - (2) 年度の始めから当該年度の途中まで外国出張等の場合は、当該年度は外国出張等の日から90日を経過したときに支給を停止し、復帰したとき（外国出張等の命令期間中に復帰したときは、命令変更を行わない限り命令期間が終了したとき）に支給を開始する。

（雑則）

第7条 この細則に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この細則の施行日の前日から本学職員に在職していた職員のうち、施行日以降に受けることとなる調整基本額が、施行日の前日に受けていた本給表及び級に応じて適用される調整基本額に達しないこととなる職員には、平成22年3月31日までは次条により計算された額を本給の調整額として支給する。

2 施行日の前日に特定職本給表の適用を受けていた職員のうち施行日以降に本給の調整額を受けることとなった職員は、平成22年3月31日までは、本給の調整額を受けることとなった日に適用される本給表及び級を施行日の前日に受けていた本給表及び級と読み替えて次条により計算された額を本給の調整額として支給する。

3 施行日の前日に本学の役員であった者で施行日以降に本学職員となり、本給の調整額を受けることとなったときの本給の調整額は、前項の規定によるものとする。

4 人事交流等により施行日以後に新たに本学職員となった職員（採用前の職種と同様の職種となったものに限る）のうち、任用の事情等を考慮して、第1項に定める職員との権衡上必要があると認められる職員の本給の調整額は第1項の規定によるものとする。

(経過措置の支給額)

第3条 前条に規定される職員の本給の調整額は、施行日の前日に受けていた本給表及び級に応じて適用される調整基本額に調整数を乗じて得た額と改正後の調整基本額に調整数を乗じて得た額との差額に別表に掲げる割合を乗じて得た額を、改正後の調整基本額に調整数を乗じて得た額に加えた額とする。

別表

経過措置対象期間	割合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100/100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	75/100
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	50/100
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	25/100

2 前項で計算された差額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年12月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この細則は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この細則施行後の平成 18 年 4 月 1 日施行本給の調整額支給細則附則第 3 条第 1 項の適用については、「施行日の前日に受けていた本給表及び級に応じて適用される調整基本額に調整数を乗じて得た額と」とあるのは、「施行日の前日に受けていた本給表及び級に応じて適用される調整基本額に 100 分の 99.76（平成 21 年 12 月 1 日施行職員給与規則により本給月額に減額改定のない職員については 100 分の 100）及び調整数を乗じて得た額と」とする。

附 則

この細則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 6 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 11 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 26 年 11 月 25 日前に退職した者(同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国の機関又は他の法人等の職員となるための退職である者を除く。)を除く。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 15 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（適用区分表）

勤務箇所	対 象 職 員	調整数
大学院	(1) 大学院研究科等担当教員のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生 4 人以上に対する研究指導に常時従事するもの	3
	(2) 大学院研究科等担当教員のうち、博士課程を有する大学院研究科等（看護学専攻を除く。）を常時担当する者（(1)に掲げる者を除く。）	2
	(3) 上記(1)及び(2)に掲げる者を除く大学院研究科等担当教員及び大学院研究科等に在学する学生の指導に常時従事する助教	1
附属特別支援学校	附属特別支援学校に所属する校長（併任を除く）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭	1
医学部	病理細菌技術者及び病理細菌助手	1

研究推進機構	研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニットで危険な病原体を保有する動物の飼育又は実験の業務に直接従事する職員	1
附属病院	精神病棟に勤務する看護助手	3
	精神病棟に勤務する看護師長，看護師及び准看護師	2
	精神病患者の診療に従事する教育職員（医師）	2
	検査・輸血細胞治療部，手術部，病理部に勤務する臨床検査技師，衛生検査技師及び検査助手	2
	放射線部の診療放射線技師及び放射線助手	2
	集中治療部及び周産母子センターに勤務する看護師長，助産師，看護師，准看護師，看護助手並びに集中治療部の教育職員（医師）	1
	杉谷地区事務部医事課及び医療支援課に所属する窓口等担当職員	1
	患者の環境調査，患者及び家族の医療，身上相談等を行うことを常態とする職員（専門職本給表適用者に限る。）	1

別表 2 (調整基本額表)

イ 専門職本給表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,600 円
2 級	8,500 円
3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,300 円

ロ 技能職本給表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,000 円
2 級	7,400 円
3 級	8,500 円
4 級	8,700 円
5 級	9,600 円

ハ 教育職本給表 (一)

職務の級	調 整 基 本 額
2 級	10,500 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円
6 級	16,300 円

ニ 教育職本給表 (二)

職務の級	調 整 基 本 額
2 級	11,300 円
3 級	11,900 円 (給与規則別表第 4 備考に定める職員に あっては 12,100 円)
4 級	13,100 円

ホ 医療職本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

へ 医療職本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円